

## 吉川市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領

### （目的）

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るために実施される、飼い主のいない猫等を適切に管理する活動（地域猫活動）を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）」のさくらねこ無料不妊手術チケット（以下「手術チケット」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) さくらねこ 飼い主のいない猫で、不妊手術が施され、手術済みのしるしに耳先を桜の花びらの形に切った猫をいう。
- (3) 地域猫活動 住民やボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上繁殖しないようにし、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- (4) 不妊手術 オス猫の去勢手術、メス猫の避妊手術を合わせて不妊手術という。
- (5) 多頭飼育崩壊現場 ペットの動物を多頭飼育した飼い主が、無秩序な飼い方による異常繁殖の末に飼育不可能となった場所をいう。

### （交付条件）

第3条 手術チケットの交付条件は、次の各号とする。

- (1) 猫の病院への運搬等は申請者が行い、手術チケットの猫運搬者欄に記名すること。
- (2) 手術チケットの売買や再譲渡をしないこと。
- (3) 飼い猫、保護猫及び吉川市以外の猫に対して手術チケットを使用しないこと。
- (4) 手術チケットを使用したうえで金銭等を請求しないこと。
- (5) SNS等に猫の写真等をあげる場合は、手術チケットを使用した旨を記述すること。
- (6) 餌は時間と場所と対象の猫を決め、必要な量だけ与えること。

- (7) 置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終わったらすぐに片づけること。
- (8) 猫のトイレを設置し、フンの回収・清掃を行い、周辺の清潔を維持すること。
- (9) 不妊手術の際は猫の耳先をV字カットすることに同意すること。
- (10) 耳先にV字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めること。

（交付対象）

第4条 手術チケットの交付を受けることができる者は、前条に掲げる交付条件をすべて遵守し、かつ、本人確認資料を掲示できる者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 飼い主のいない猫に不妊手術を施し、地域猫活動を行うことができる者。
- (2) 多頭飼育崩壊現場等において、猫に不妊手術を施し、その後の適切な管理ができる者。

（交付対象外）

第5条 次の各号に掲げる猫について、不妊手術を受けさせようとする者は交付の対象外とする。

- (1) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (2) 以前飼い主のいない猫であり、現在は飼い主のいる猫
- (3) その他手術チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

（申請）

第6条 手術チケットを利用しようとする者は、毎月20日から末日までの期間にさくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。また、1回で申請できる手術チケットは最大5枚とする。

（決定）

第7条 前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、手術チケットの交付が適当であると認めるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付決定の取り消し及び手術チケットの返還）

第8条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定取消及び手術チケット返還通知書（様式第3号）により通知し、手術チケットの交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した手術チケットの全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

- (1) 手術チケットの利用方法が著しく不相当と認められたとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

（活動報告）

第9条 申請者は不妊手術終了後、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第4号）を提出するとともに、利用しなかった手術チケットは速やかに返却するものとする。

（免責）

第10条 市長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術に関連して生じた事故について一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。